

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>本市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳等に所有者として登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対して収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号利用法別表に基づき、当市は固定資産税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税システム 2. eLTAX(エルタックス)システム 3. 宛名管理システム 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税賦課情報ファイル (2) 固定資産税土地情報ファイル (3) 固定資産税家屋情報ファイル (4) 固定資産税償却資産情報ファイル (5) 収滞納情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ※情報提供は行わない</p> <p>【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(48の項))</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課、収納課
②所属長の役職名	税務課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 総務部 税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 総務部 税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、固定資産システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	固定資産税システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課 岡岡 昭一	税務課 橋本 敬之	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住所: 埼玉県加須市下三俣290番地	住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	住所: 埼玉県加須市下三俣290番地	住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課 増田 一夫	収納課 平渡 勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	事後	記載内容の見直し
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課 橋本 敬之 収納課 平渡 勢津郎	税務課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. 固定資産税システム 2. eLTAX(エルタックス)システム 3. 住登外・宛名管理システム 4. 取滞納管理システム 5. 滞納整理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. eLTAX(エルタックス)システム 3. 宛名管理システム 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 固定資産税賦課ファイル (2) 取滞納ファイル	(1) 固定資産税賦課情報ファイル (2) 固定資産税土地情報ファイル (3) 固定資産税家屋情報ファイル (4) 固定資産税償却資産情報ファイル (5) 取滞納情報ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和4年6月1日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年6月1日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条」を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和6年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村は、	本市は、	事後	文言修正
令和6年1月1日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし(固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	【情報提供の根拠】 ※情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(48の項)) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	根拠法令の変更
令和7年11月25日	II じきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	II じきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		評価:十分である 回答:対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、固定資産システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		選択: 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 評価:十分である 回答:・固定資産税システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年1月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	[]提供・移転しない 評価:[十分である]	[<input type="radio"/>]提供・移転しない	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和7年1月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]接続しない(提供) 評価:[十分である]	[<input type="radio"/>]接続しない(提供)	事前	保護評価の再実施に伴う変更